

**国分寺市市制施行 60 周年記念市勢要覧
作成業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領**

令和 5 年 10 月 20 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市政策部 市政戦略室 広報担当

担当：芹沢・安藤

住所：〒185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1

電話：042-325-0111（内線 410）

FAX：042-325-1380

E-mail：koho@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺市市制施行60周年記念市勢要覧作成業務委託

(2) 事業目的

国分寺市市制施行60周年を記念し、市制施行50周年からの10年間を中心とした国分寺市の歩みを紹介するとともに、市の施策や魅力を広く内外に発信することを目的とした市勢要覧を作成する。

上記目的を達成するため、価格以外の提案部分を総合的に評価できるプロポーザル方式により選定する。

(3) 業務内容

詳細は別添「国分寺市市制施行60周年記念市勢要覧作成業務委託仕様書」を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

なお、委託業務を継続することが適当でない認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

国分寺市役所（国分寺市戸倉1-6-1）

(6) 現状の課題等

市勢要覧は、平成26年度より10年振りの作成となる。この10年間において、市は大きく変貌を遂げている。国分寺駅北口再開発、新庁舎建設といったまちの姿に加え、コロナ禍を乗り越えた市民活動にも大きな変化があったことと推察される。

前回の市勢要覧では、旧石器時代からの市のあゆみを取り上げる等していたが、今回の市勢要覧では、この10年間に焦点を当て、まちの変わりゆく姿や市民の活動風景を振り返る。加えて、これからの市を創造していく「国分寺の現在から未来へ」をテーマとした市制施行60周年記念誌として作成する。

また、前回の市勢要覧は重厚な雰囲気の漂うものであったが、今回は「国分寺の現在から未来へ」というテーマが表すように、幅広い世代に市の魅力が伝わる内容となるものを目指す。そのためには、従来の市勢要覧とは一線を画し、多角的に市の魅力を発信できるよう新たな視点を取り入れる必要がある。

(7) 委託料上限額

5,280千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】

令和5年度 0千円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度 5,280千円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要 (スケジュール等)

(1) スケジュール

・事業者選定スケジュールは以下のとおり (予定)

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布	令和5年10月20日(金)から 令和5年11月6日(月)午後5時まで
2	質問受付	令和5年10月20日(金)から 令和5年11月6日(月)午後5時まで
3	質問回答	令和5年11月8日(水)
4	企画提案参加申込書・企画提案書等受付	令和5年11月9日(木)から 令和5年11月17日(金)午後5時まで
5	第一次審査(書類審査)	令和5年11月24日(金)
6	第一次審査結果通知	令和5年11月28日(火)
7	第二次審査(プレゼンテーション)	令和5年12月8日(金)
8	第二次審査結果通知	令和5年12月12日(火)
9	優先交渉権者との協議(提案内容に基づく仕様書最終調整)	令和5年12月15日(金)まで
10	契約締結	令和5年12月27日(水)

・事業スケジュールは以下のとおり (予定)

	項目	期間等
1	編集・校正	令和6年1月～6月
2	最終校正	令和6年7月・8月
3	校了	令和6年9月
4	印刷・製本	令和6年10月

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ，電子調達サービス

(2) 企画提案参加申込書・企画提案書等受付期間

令和5年11月9日（木）から令和5年11月17日（金）午後5時まで

4 参加資格・参加申込み

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は，以下の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号）第35条の規定による資格審査サービスに登録された者であること。
- ③ 参加申込の時点で，国分寺市から指名停止処分を受けていない者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号），民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始していないこと。また，破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は破産手続中の者でないこと。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ 法人税，法人事業税，消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑨ 平成30年度から令和4年度までの間に，地方公共団体における市勢要覧等の刊行物作成業務の受託実績があること。

(2) 業務責任者の要件等

本業務で配置を予定する業務責任者等の要件は，次のとおりとする。

① 業務責任者

本業務の進行管理を行う者として，業務責任者を配置すること。なお，業務責任者は参加者に所属かつ地方公共団体の刊行物作成に携わった実績が

ある者であること。

② 業務担当者，業務実施体制の構築

本業務の実施に当たっては，適切な業務担当者の配置及び業務実施体制を構築すること。

(3) 制限事項

参加者 1 者につき複数の提案は認めない。

(4) 実施要領等の配布期間

令和 5 年10月20日（金）から令和 5 年11月 6 日（月）まで

※実施要領は，以下のホームページから入手すること。

国分寺市役所ホームページ

(<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>) > 発注・入札 >

国分寺市市制施行60周年記念市勢要覧作成業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

5 質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は，質問の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第 6 号）を使用し提出すること。電話等口頭による質問は一切受け付けない。

なお，実施要領に記載された事項以外の質問，又は提出期間を過ぎた後の質問は受け付けない。

(2) 提出方法

質問は，事務局まで電子メールにより行うものとする。

電子メールの送信後に，送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス：koho@city.kokubunji.tokyo.jp

(3) 提出期間

質問書の受付期間は，令和 5 年10月20日（金）から令和 5 年11月 6 日（月）午後 5 時まで（必着）とする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は，令和 5 年11月 8 日（水）に，以下のホームページで公表する（回答には会社名を表示しないものとする）。

国分寺市役所ホームページ

(<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>) > 発注・入札 >
 国分寺市市制施行60周年記念市勢要覧作成業務委託に係る公募型プロポーザ
 ルの実施について

6 企画提案参加申込書の提出

企画提案をしようとする者は、以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

■ 第一次審査書類として提出するもの

書類名称	様式 ※4	提出媒体	
		紙部数	電子媒体
企画提案参加申込書	様式第1号	1部	○
企画提案書 ※1	様式第2号	正1部 副10部	
事業者概要	様式第3号	1部	
契約実績届出書 ※2	様式第4号	1部	
見積書 ※3	様式第5号	1部	
直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書・納税証明書その1（法人税）・納税証明書その1（消費税及び地方消費税）		各1部	

※1 提案内容については、国分寺市市制施行60周年記念市勢要覧作成業務委託仕様書を踏まえ、次の(2)で示す項目について記載すること。

正本には会社名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で会社（参加者）が推測できるような記載は避けること。電子媒体のデータは、改ざんできないPDFファイルによるものとし、CD-R又はDVD-Rの媒体により1枚にまとめて提出するものとする。

※2 平成30年度から令和4年度までの間に地方公共団体から委託された刊行物作成業務の内容を記載すること。また、最も受託規模の大きい契約書の写し

を提出すること。

※3 見積書は、仕様書等をもとに積算し作成すること。ただし、委託料上限額を超えてはならない。

※4 サイズはA4とすること。

(2) 企画提案書の作成方法

① 企画提案書の仕様

ア A4縦、横書き、左綴じで製本し、企画提案書の分量は表紙を除き10枚（両面20頁）以内とし、通しのページ番号を付すこと。

イ A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズにZ折とし、A4判2ページ換算とする。

ウ 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは原則10.5ポイント以上とすること。

エ カラー印刷を可とし、文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、考え方を分かりやすく簡潔に記載すること。

オ 参加者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

② 提案内容

仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について提案すること。

ア テーマ「国分寺の現在から未来へ」

国分寺市の未来予想図

イ 国分寺市の魅力

発信すべき国分寺市の魅力

ウ 表紙デザイン案

60周年であることの取り入れ方、国分寺市らしさや魅力の表現手法

エ 紙面レイアウト案

ユニバーサルデザインへの配慮、レイアウトで注力する点

オ 表紙及び紙面コンセプト

読み手に伝えたいストーリー

カ 更なる魅力発信に向けた展望

これまで着目されていなかった市の魅力

キ 人員体制

配置人数・資格・職種・経験年数等、業務責任者の基準等（経験年数・資格等）

(3) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ② 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、委託者が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ④ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された提案書の返却は行わない。

(4) 提出先 事務局

(5) 提出期限

令和5年11月17日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）。

(6) 提出方法

持参又は郵送（「書留郵便」に限る）すること。なお、必ず事前に電話連絡をすること。

7 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「国分寺市市制施行60周年記念市勢要覧作成業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングで総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

参加事業者が1者の場合も、評価及び審査を行い、委託者の求める基準に該当する事業所であることを確認した上で、優先交渉権者として選定する。

① 第一次審査

- ・第一次審査書類を提出した者のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。この場合、配点の6割以上の得点があることを条件とする。
- ・選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い者を選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。
- ・会議は、非公開とする。
- ・第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和5年11月28日（火）（予定）に様式第8号で通知する。

- ・公平性の確保のため、第一次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

■審査基準（第一次審査）

評価項目		評価内容
業務評価点	業務実績	①過去5年間に地方公共団体から委託された刊行物作成業務を受託しているか。 ②業務責任者は、過去5年間に地方公共団体から委託された刊行物作成業務に携わっているか。
評価価格	本業務に係る見積価格	見積価格

② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションによる説明などを行い、これに対し、審査委員会がヒアリングを実施し、優先交渉権者を選定する。ア 実施日は令和5年12月8日（金）を予定しているが、場所や時間については通過者に対し別途通知する。

イ 優先交渉権者1者、次席者1者を選定する。

ウ 会議は、非公開とする。

エ 第二次審査プレゼンテーション方法

- ・企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査委員によるヒアリングを行う。
- ・企画提案書のプレゼンテーションは20分以内、ヒアリング10分とする。
- ・説明者は3人以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。機器の準備等は5分以内に行うこと。
- ・使用する資料は企画提案書に限るものとし、それ以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ・プレゼンテーションを行う際のパソコン等の機器は、各自で用意するものとする。ただし、スクリーン及びプロジェクター（EPSON EB-1780W）は事務局で用意する。
- ・参加者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。また、審査時に会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到着日順（郵送の場合は消印で確認する）とし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。

■ 審査基準（第二次審査）

評価項目		評価内容
プレゼンテーション及びヒアリングの内容	(1) 事業目的の理解度	①「国分寺の現在から未来へ」をテーマとし、これからの国分寺市を想起させる内容となっているか。
		②国分寺市の魅力を把握しているか。
	(2) 業務提案内容	①表紙デザイン案は市制施行60周年を記念するものとなっているか。
		②表紙デザイン案は国分寺市らしさや魅力を反映するものとなっているか。
		③画像等が効果的に用いられ、幅広い世代に手に取ってもらえるような内容となっているか。
④ストーリー性のある内容となっているか。		
⑤市の魅力を伝えるための、新たな視点が盛り込まれているか。		
(3) 人員体制	適切かつ十分な人員体制を確保しているか。	
(4) プレゼンテーション・ヒアリング	評価内容を踏まえた提案がされているか。	

③ 優先交渉権者 1 者選定方法

第二次審査では、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査委員会の委員が評価項目での評価を行い、全ての審査が終わったところで、第二次審査の対象者全てを講評し、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、合計得点が同点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い者に決し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるもの

とする。

④ 審査結果の通知・公表

審査委員会終了後、結果を令和5年12月12日（火）（予定）に様式第9号で通知する。併せて、本事業契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

- ・公募型プロポーザル実施要領
- ・国分寺市市制施行60周年記念市勢要覧作成業務委託仕様書
- ・評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）第9条に該当するおそれのある資料については、契約締結事業者の了承を得て公表する。

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

- ・提出期限は、結果通知日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く）以内。
- ・受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで。
- ・事務局へ持参提出のこと。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ④ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑥ 審査委員会委員又は事務局関係者に対し本事業に関する不正な接触を求めた者
- ⑦ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑨ その他、審査委員会が不適格と認めた者

8 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

委託者は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

委託者は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 次席者との交渉

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

(2) その他

① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

② 本募集は、1者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い参加者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数145点の6割以上であることを条件とする。

③ 委託者は、企画提案書について本プロポーザルに参加した企業等からの申請又は国分寺市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、同条例に基づき、公開・非公開の判断を行う。

④ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。

⑥ 提案書に記載された業務責任者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。やむを得ない理由により変更を希望する場合は、委託者の承諾を得ること。

⑦ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。

⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び委託者が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。

⑨ 本プロポーザルに係る提出書類作成のために委託者より受領した資料は、委託者の了解なく公表・使用することはできない。

⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。

⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。

⑫ 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第7号により辞退の申し出を行うこと。

- ⑬ 企画提案書等の作成に要した一切の費用は，参加者の負担とする。
- ⑭ 書類等の申請に当たっては，郵送での対応を認めるが，途中の事故等の理由により委託者に書類が到達しない場合，いかなる理由があっても委託者は責任を負わない。